

令和7年5月21日
出入国在留管理庁
外務省

日韓双方における入国手続の円滑化措置の実施

1 日韓間においては、1965年（昭和40年）の国交正常化以来、日韓双方の国民により様々な交流が積み重ねられてきました。現在、日韓は、お互いが相手国民の渡航先第1位となっています。

2 今般、国交正常化60周年という機会を捉え、日韓双方において、本年6月1日から30日までの間、相手国国民の訪問者について、概要以下のとおり入国手続の円滑化措置を実施することとなりました。

◆対象となる方：日韓それぞれが決定した国内の二つの空港（※）に午前9時から午後4時までに到着する航空便を利用する方であって、今回の入国日から起算して過去1年以内に相手国を訪問したことがある方。

※ 日本国内では羽田空港第三ターミナル及び福岡空港、韓国国内では金浦空港及び金海空港での実施となります。

※ 日本国民が韓国を訪問するケースでは、韓国の金浦空港、金海空港に午前9時から午後4時までに到着する航空便を利用する方で、今回の入国日から起算して過去1年以内に韓国を訪問したことがある方が対象となります。

◆利用の方法：搭乗前に指定の登録手続をとることにより、搭乗機の到着後、上陸審査場内の外国人審査ブースの一部の優先レーンに案内されます。

3 更なる詳細について、日本国民向け（韓国側措置）は、駐日韓国大使館のHP（日本語）をご覧ください。

（問い合わせ先）

●日本側措置の運用について

出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課 Tel 045-370-9755（内線 4329/6907）

●本措置の意義、国交正常化60周年等について

外務省アジア大洋州局北東アジア第一課 Tel 03-5501-8000（内線 4611）